

# 社会福祉法人善隣会役員報酬規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人善隣会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

（1）常勤役員については、報酬等を支給する。

原則として、法人施設に週30時間以上勤務する役員を対象とする。

（2）非常勤役員については、業務に応じた報酬等を支給する。

## （常勤役員の報酬等）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表1に定める額とする。

（2）通勤手当については、職員給与規程第11条の規定を準用する。

（3）旅費については、職員旅費規程を準用する。

## （非常勤役員の報酬等）

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表2に定める額とする。

（2）職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

（3）遠隔の居住地から当該会議等に出席する場合は、交通費実費分を費用弁償として支給することができる。

## （当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給しているものの役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

## （報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の基準に応じて定める時期とする。

（1）報酬等については、毎月25日とし、職員給与規程第4条の規定を準用する。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤役員報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から、土日祝祭日を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(役員等賠償責任保険契約)

第9条 役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、法人が填補するための保険契約を行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。  
平成30年 5月21日、一部変更する。  
令和 3年 4月 1日、一部変更する。

## 善隣会役員等報酬規程

### 別表1（第3条 常勤役員の報酬）

（役職名）	（報酬月額）
（1） 理事長	700,000円
（2） 常務理事	200,000円

### 別表2（第4条 非常勤役員の報酬）

（役職名）（会議名）	（報酬日額）
（1） 理事（理事会）	10,000円
（2） 監事（理事会・監査）	10,000円
（3） 評議員（評議員会）	10,000円
（4） 上記のほか、法人業務に関する出勤	10,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみを支給とする。

上記金額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。

### 別表3（第5条 職員給与との併給）

法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員の算定方法は、次のとおりとし、合算上限月額は、550,000円とする。

- （1）法人職員から常勤理事に就任した場合（①と②の合算額）
  - ① 常勤役員就任時の給与月額（基本給）
  - ② 別表1－（2）常務理事の報酬月額
- （2）法人職員経験がなく常務理事に就任した場合（①と②の合算額）
  - ① 職員給料月額（経歴・業績等により就任時に算定する）
  - ② 別表1－（2）常務理事の報酬月額